

阿南市農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者募集要項

阿南市及び阿南市農業委員会では、現農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う、次期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行います。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となる推薦及び募集の手続き等については、次の要項により実施いたします。

農業委員の募集

1. 対象者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

2. 身分

阿南市の特別職の非常勤職員

3. 主な業務内容

- ①農地の権利移動や転用に係る許認可業務
- ②担い手への農地の集積・集約化
- ③遊休農地の発生防止・解消
- ④新規参入の促進
- ⑤上記の①から④に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

※農業委員として知識向上のため、必要に応じて研修会・勉強会等へ参加していただきます。

4. 報酬

- ・会長 月額22,500円
- ・会長職務代理者 月額21,000円
- ・副会長 月額21,000円
- ・委員 月額19,500円

※「阿南市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給

5. 任用期間

令和9年6月19日～令和12(2030)年6月18日(3年)

6. 募集人数

19人

※農業委員の原則として過半を認定農業者にすることや、農業者以外の者で農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1人以上含めること、年齢・性別などの著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。

農地利用最適化推進委員の募集

1. 対象者

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

2. 身分

阿南市の特別職の非常勤職員

3. 主な業務内容

- ①担い手への農地の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進
- ④上記の①から③に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

※農地利用最適化推進委員として知識向上のため、必要に応じて研修会・勉強会等へ参加していただきます。

4. 報酬

月額19,500円

※「阿南市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給

5. 任用期間

農業委員会が委嘱した日(6月下旬を予定)～令和12(2030)年6月18日

6. 募集人数

18人

※農地利用最適化推進委員の担当区域の区分表

地区	定員
富岡・宝田・見能林地区	4人
中野島・長生地区	3人

大野・加茂谷地区	2人
桑野・新野地区	3人
橘・椿・福井地区	2人
那賀川・羽ノ浦地区	4人

募集方法等(農業委員及び農地利用最適化推進委員)

1. 募集方法

- ・阿南市内の農業者からの推薦
- ・農業者が組織する法人及び団体からの推薦
- ・一般募集

2. 推薦を受ける者及び応募する者の資格要件

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、次に掲げる者であって、(1)資格要件のいずれにも該当する者であること。また、(2)欠格事項のいずれかに該当する者は、農業委員及び農地利用最適化推進委員になることはできません。

(1)資格要件

- ・阿南市に住所を有する者又は阿南市で農業経営を営んでいる者
- ・阿南市農業委員会が認めた遊休農地を有しない者
- ・関係法令により農業委員・農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない者

(2)欠格事項

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

3. 募集期間

令和8年10月1日(木)から令和8年11月2日(月)まで

4. 推薦及び応募に係る手続き

推薦をしようとする者又は募集に応募しようとする者は、所定の様式に必要事項を記入した上で、農業委員にあつては阿南市長宛に、農地利用最適化推進委員にあつては農業委員会宛に提出してください。

なお、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方の候補者となることはできません

が、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼任することはできません。

(1) 農業委員候補者申込関係様式

① 農業者(個人)が推薦する場合

【様式第1号 農業委員候補者推薦書(個人による推薦)】

② 法人又は団体が推薦する場合

【様式第2号 農業委員候補者推薦書(法人又は団体による推薦)】

③ 自ら応募する場合

【様式第3号 農業委員候補者応募申込書】

(2) 農地利用最適化推進委員候補者申込関係様式

① 農業者(個人)が推薦する場合

【様式第1号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書(個人による推薦)】

② 法人又は団体が推薦する場合

【様式第2号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書(法人又は団体による推薦)】

③ 自ら応募する場合

【様式第3号 農地利用最適化推進委員候補者応募申込書】

5. 様式の入手方法

阿南市農業委員会事務局・各支所・各住民センターの窓口でお受け取りいただくか、
阿南市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.anan.tokushima.jp/>

6. 推薦及び応募に係る書類の提出

推薦をしようとする者又は募集に応募しようとする者は、所定の様式に必要事項を記入した上で、農業委員会事務局に提出してください。

(1) 提出方法

① 持参の場合

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

② 郵送の場合

募集期間内に必着 ※消印有効ではありません。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市農業委員会事務局(本庁舎6階)

電話:0884-22-3790

7. 推薦又は応募状況との公表

募集期間の中間及び期間終了後に、阿南市ホームページ等で提出された推薦書及び
応募申込書の住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項を公表します。

8. 選考方法

(1) 農業委員

阿南市農業委員選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。また、必要に応じて面接を行う場合があります。なお、推薦及び応募に係る結果については、各候補者宛に文書で通知し、議会の同意を得たのち、阿南市ホームページ等により公表します。

(2) 農地利用最適化推進委員

阿南市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。また、必要に応じて面接を行う場合があります。なお、推薦及び応募に係る結果については、各候補者宛に文書で通知し、新たな農業委員による総会で承認を得たのち、阿南市ホームページ等により公表します。

9. 評価基準

(1) 農業委員

	評 価 項 目	点数
1	農業に関する識見を有しているか	20点
2	農地等の利用の最適化の推進を適切に行うことができるか	20点
3	農業委員会の所掌する事項に関しその職務を適切に行うことができるか	20点
4	法律により委員として適任であると定められた者であるか	20点
5	推薦・応募理由	20点

※1: 農業委員候補者推薦書及び農業委員候補者応募申込書を審査し、各評価項目について、加点方式により行うものとする。

※2: 評価結果をもとに地域性を考慮して候補者を選出する。

※3: 候補者が農地法に違反する行為を行っていたり、耕作放棄地を有しているなど、候補者としてふさわしくないと認められるときは、候補者から除外するものとする。

(2) 農地利用最適化推進委員

	評 価 項 目	点数
1	農業に関する識見を有しているか	20点
2	農地等の利用の最適化の推進を適切に行うことができるか	20点
3	農業委員会の所掌する事項に関しその職務を適切に行うことができるか	20点
4	農業従事年数及び農業経営の状況	20点
5	推薦・応募理由	20点

※1: 農地利用最適化推進委員候補者推薦書及び農地地よう最適化推進委員候補者応募申込書を審査し、各評価項目について、加点方式により行うものとする。

※2: 評価結果をもとに地域性を考慮して候補者を選出する。

※3: 候補者が農地法に違反する行為を行っていたり、耕作放棄地を有しているなど、候補者としてふさわしくないと認められるときは、候補者から除外するものとする。